

令和5年9月1日付けで公示した島根海区漁場計画の一部を次のように改正する。
改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>1 海区漁場計画を下記のとおり定め、公示する。</p> <p>(1) 漁業権に関する事項</p> <p>① 定置漁業</p> <p>◎公示番号 定第1号～◎公示番号 定第15号 (略)</p> <p>◎公示番号 定第16号</p> <p>(ア) 漁場の位置 松江市島根町多古、多古鼻地先</p> <p>(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>ア 北緯35度36分00.9秒 東経133度3分57.3秒</p> <p>イ 北緯35度36分21.8秒 東経133度4分21.7秒</p> <p>ウ 北緯35度35分31.8秒 東経133度4分42.7秒</p> <p>エ 北緯35度35分30.3秒 東経133度4分41.0秒</p> <p>(ウ) 漁業の種類及び漁業時期</p> <p>漁業の種類：定置漁業（ぶり定置漁業）</p> <p>漁業時期：1月1日から12月31日まで</p> <p>(エ) 存続期間 令和7年7月1日から令和10年8月31日まで</p> <p>(オ) 条件</p> <p>(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。</p> <p>(2) 敷設漁具の外郭には、昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。</p> <p>◎公示番号 定第31号～◎公示番号 定第34号 (略)</p> <p>② 区画漁業</p> <p>◎公示番号 区第1号～◎公示番号 区第302号 (略)</p> <p>③ 共同漁業</p> <p>◎公示番号 共第1号～◎公示番号 共第155号 (略)</p> <p>2. 類似漁業権以外の漁業権</p> <p>定第16号、区第20号、区第209号、区第210号、区第211号、区第212号、区第213号、区第214号、区第215号、区第216号、区第217号、区第218号、区第219号、区第220号、区第221号、区第222号、区第223号、区第224号、区第225号、区第226号及び区第227号</p> <p>(付記) (略)</p>	<p>1 海区漁場計画を下記のとおり定め、公示する。</p> <p>(1) 漁業権に関する事項</p> <p>① 定置漁業</p> <p>◎公示番号 定第1号～◎公示番号 定第15号 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>◎公示番号 定第31号～◎公示番号 定第34号 (略)</p> <p>② 区画漁業</p> <p>◎公示番号 区第1号～◎公示番号 区第302号 (略)</p> <p>③ 共同漁業</p> <p>◎公示番号 共第1号～◎公示番号 共第155号 (略)</p> <p>2. 類似漁業権以外の漁業権</p> <p>区第20号、区第209号、区第210号、区第211号、区第212号、区第213号、区第214号、区第215号、区第216号、区第217号、区第218号、区第219号、区第220号、区第221号、区第222号、区第223号、区第224号、区第225号、区第226号及び区第227号</p> <p>(付記) (略)</p>